

本送信票を含み 1 枚

令和6年 11 月 6日

報道機関 各 位

佐渡市消防職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事業概要	令和5年 10 月 17 日に正当な理由なく佐渡市所在の商業ビル内の女性用トイレに侵入したことで通常逮捕されたことに加え、所属による聞き取りで、建造物侵入のほか複数の盗撮行為が確認されたため、懲戒処分を行ったもの。	
被処分者所属 及び処分内容	両津消防署 山本 悠生 (26 歳)	免職
処 分 日	令和6年 11 月6日付け	
特記事項	消防長コメント 市民の安心・安全を守る立場の消防職員が、不特定多数の人が利用する女性用トイレに侵入し、盗撮行為を行ったことは、社会人としての倫理・道徳に反した身勝手な犯行と言わざるを得ず、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことを、心からお詫び申し上げます。 今後は皆様からの信頼回復に向けてより一層業務に励み、再発防止に努めてまいります。	
担 当	消防本部総務課 課長 鰐名 幸雄	
連 絡 先	TEL 0259-51-0119 FAX 0259-52-5651	

送信元：佐渡市役所企画部
秘書広報課広報広聴係
T e l : 0259-63-4679
F a x : 0259-63-3300

